



益田市水道料金の改定について（答申）


益田市水道料金審議会

令和元年 8月 6日

益田市水道事業管理者

益田市長 山本浩章 様

益田市水道料金審議会

会長 村山 誠 

水道料金の改定について (答申)

平成 31 年 1 月 21 日付け、益水業第 43 号で諮問のあったことについて、5 回の審議会を開催し、慎重に審議を重ね結論を得ましたので、別紙のとおり答申いたします。

答 申

当審議会は、市民生活にとって重要なライフラインの一つである水道事業が将来にわたり安定的に継続できるよう計 5 回にわたり審議会を開催してきた。その結果、次のとおり意見が集約されたので、委員の総意をもってこれを答申する。

【答申事項】

1. はじめに

本市の水道事業を取り巻く環境は、給水人口の減少等による水需要の減少により、料金収入が年々減少する一方で、簡易水道事業等との事業統合により、減価償却費等の新たな費用が発生している。加えて、昭和 50 年代の高度成長期を中心に整備した管路等の水道施設が経年し老朽化しており、今後多くの費用をかけて、こうした老朽資産の更新をはじめ、施設の耐震化に取り組んでいく必要がある。今後ともこうした厳しい経営環境が予測される中、いつまでも「安心・安全な水」を供給していくために、水道料金の体系、水道料金の改定額、改定の時期について本審議会に意見が求められ、慎重に議論を進めてきたところであるが、水需要の動向、水道施設の状況及び水道事業の経営状況から判断すると、水道料金の値上げはやむを得ないものと考えられる。

2. 水道料金の体系について

今後も厳しい経営環境が予測される中、いつまでも「安心・安全な水」を供給していくために、水道料金体系については、従来から採用している用途別料金体系の継続を前提とするのではなく、他団体において広く採用されている口径別料金体系への転換について、審議を行った。

その結果、従来から本市で採用されている用途別の料金体系については、用途区分の客観的で公平な判断が難しく、曖昧な判断を伴うため、水道水を供給するために発生したコストを口径別に配賦することで利用者が公平に負担することができる口径別の料金体系へ移行することが妥当であるとの結論を得た。

3. 水道料金の改定額について

水道事業は、サービス供給のために大型の施設や装置を要する産業であることから、固定的に発生する費用の割合が大きく、このため施設や管路の整備・更新には多額の資金が必要となる。今日、人口減少等による給水収益の減少、管路の老朽化等、水道事業を取り巻く環境は変化しており、経営状況は厳しさを増している中で、施設の老朽化が更に進むため、今後、それらの更新に向けた更新投資費用を確保しなければならないものと考えられる。

また、本市の水道事業は、昭和8年に創設、その後、給水量の増加に伴

い 5 期にわたる拡張事業を経たのち、平成 26 年度には隣接する小野簡易水道をはじめ 3 か所の簡易水道事業を統合、平成 30 年度には美都・匹見地区に散在する簡易水道事業 5 か所及び飲料水供給施設 3 か所を統合しているが、次の 3 点について、対応を検討する必要があるものとする。

①簡易水道事業の統合後は、旧簡易水道事業がこれまで発行した企業債の償還や減価償却費の負担が増加するとともに、旧簡易水道事業が保有していた老朽資産の更新費用について対応が必要である。

②上水道と簡易水道の統合後の料金については、「安心・安全な水」の安定供給を維持していくために水道施設の維持管理費用をはじめ、想定される自然災害に備えた施設の耐震化、適切な施設更新等に要する多額の費用について対応が必要である。

③人口減少等により水需要が減少していくことについて勘案する必要がある。

このように、今後、更に厳しい経営状況となることが予測されるため、「安心・安全な水」を供給し続ける安定した事業運営を目指していくためには、料金の引き上げは避けられない状況にあると考えられる。今後の財政収支予測や水道事業の取り巻く環境、市民生活への影響等を総合的に勘案した結果、料金改定率については平均 25%の増額改定を実施すべきと考えられ、別表 1 の改定案を上限として、料金改定を行うことが妥当であ

るとの結論を得た。

4. 改定の時期について

改定期期については、使用者への周知等の期間を勘案し、令和 2 年 10 月が適当と考えられる。ただし、水道料金の増額改定は市民生活に大きな影響を及ぼすことから、段階的に改定を行う等の激変緩和措置を講じる等、特別の配慮が必要である。

5. 付帯意見

(1) 値上げ抑制策の検討

水道料金の増額改定は、一般家計をはじめ事業経営に影響を及ぼすことが懸念されることから、市の政策として一般会計からの繰入れ等を検討する等、可能な限り値上げ額を抑制するよう要望する。

(2) 経営の健全化について

これまで取り組んできた経費削減に対して評価するところであるが、経営状況は厳しさを増す中で、今後の水道事業を持続可能なものとするため、引き続き経費の削減、組織体制の見直し、収益の確保等、更なる経営の効率化を進めるとともに、民間活力の積極的な導入・連携等について取り組み、一層の経営の健全化に努められたい。

(3) 市民への周知

水道事業の現状や上水道と簡易水道の統合に伴う料金改定の必要性について、十分な周知による市民の理解が不可欠であり、具体的でわかりやすい資料の作成や丁寧な説明を行うなど、きめ細かい対応に努められたい。

(4) 水道料金の定期的な見直し

給水人口減少による収益性の低下等、厳しい経営環境が続くなか、給水人口の動向、経営状況、社会経済情勢等を勘案して、たとえば5年を目途に定期的に水道料金審議会を設置し、適正な料金水準となっているか等、検討する機会を設けることが望まれる。

(別表1)

水道料金改定案

(消費税抜き)

口径	基本水量	基本料金 (1か月当り)	従量料金 (超過使用水量 1 m ³ 当り)		
			使用水量 (8 m ³ を超え～ 20 m ³ まで)	使用水量 (20 m ³ を超え ～50 m ³ まで)	使用水量 (50 m ³ を超え るもの)
13 mm	8 m ³ まで	1,350 円	155 円	180 円	200 円
20 mm		1,500 円			
25 mm		2,450 円			
40 mm		3,900 円			
50 mm		8,500 円			
75 mm		26,400 円			
100 mm		48,100 円			

※上記「基本料金」には、次に掲げる量水器使用料を含む。

量水器使用料・改定案 (1 か月当り)

(消費税抜き)

口径	13	20	25	40	50	75	100
使用料	50 円	100 円	150 円	300 円	1,100 円	1,400 円	2,100 円

附属資料

- 1 諮問書 (写)
- 2 益田市水道料金審議会 委員名簿
- 3 益田市水道料金審議会 開催状況
- 4 水道料金改定による新旧料金体系 (案)
- 5 新料金体系 (案) による利用者への影響



益水業第43号
平成31年1月21日

益田市水道料金審議会

会長 村山 誠 様

益田市水道事業管理者
益田市長 山本浩章



水道料金の改定について（諮問）

益田市附属機関設置条例第2条の規定に基づき、下記の事項についてご審議いただき、答申下さるよう諮問いたします。

記

諮問事項

- 1 水道料金の体系について
- 2 水道料金の改定額について
- 3 改定の時期について

（諮問の趣旨は、裏面に記載しています。）

諮問の趣旨

本市の水道事業を取り巻く環境は、給水人口の減少や節水機器の普及により、料金収入が年々減少する一方で、簡易水道事業等との事業統合により減価償却費等の新たな費用が発生することとなります。

加えて、昭和50年代の高度成長期を中心に整備しました管路等の水道施設が経年し老朽化していることから、今後、多くの費用をかけて、こうした老朽資産の更新をはじめ、施設の耐震化に取り組んでいく必要があります。

本市では、これまで業務の外部委託や企業債の繰り上げ償還による利払いの圧縮等、コスト削減による経営の安定化に努めてまいりましたが、依然として経営状況の見通しは厳しいものとなっております。

現行の水道料金は、旧益田市時代の平成14年4月に改定した後、平成16年10月の市町村合併時には、旧美都町、旧匹見町の料金体系について、旧益田市の料金体系への統一を図り、その後、今日まで14年以上が経過しております。

今後とも厳しい経営環境が予測される中、いつまでも安心と安定した水を供給していくためには、水道料金を改定し、経営基盤の強化を図ることが不可欠であります。

よって、諮問事項について貴審議会の意見を伺うものです。

益田市水道料金審議会 委員名簿

(敬称略 五十音順)

No	選出枠	氏名	(委嘱時) 所属・役職等
1	市民の代表 (6人)	おおくぼ <small>みのる</small> 大久保 稔	益田市連合自治会長会 会長
2		おおはた <small>えつじ</small> 大畑 悦治	益田商工会議所 副会頭
3		おがわ <small>りつこ</small> 小川 律子	島根県男女共同参画 サポーター
4		くさの <small>かずま</small> 草野 和馬	東仙道地区連合自治会 会長
5		こうの <small>みつし</small> 河野 充司	匹見中央地区連合自治会 会長
6		ふくだ <small>ようこ</small> 福田 陽子	益田市民生委員児童委員協議会 副会長
7	学識経験者 (3人)	たばら <small>けんじ</small> 田原 研司	島根県健康福祉部薬事衛生課 課長
8		むらなか <small>としお</small> 村中 登志男	中国税理士会益田支部 支部長
9		むらやま <small>まこと</small> 村山 誠	公立大学法人島根県立大学総合政策学部 教授
10	市の職員 (1人)	いなおか <small>たいじ</small> 稲岡 大二	益田市水道部 部長 (平成 31 年 1 月 21 日～3 月 31 日)
		おぐら <small>りゅうぞう</small> 小倉 隆三	益田市水道部 部長 (平成 31 年 4 月 1 日～)

※附属機関の名称、委員の定数及び構成等は、益田市附属機関設置条例第 2 条「別表」に基づく。

益田市水道料金審議会 開催状況

区 分	開催日時及び会場	審議内容等
第 1 回	平成 31 年 1 月 21 日 (月) 13 : 10～14 : 30	(1) 委員委嘱 (2) 会長、副会長選任 (3) 諮問
	益田市役所 本館 3 階 第二会議室	(4) 益田市水道事業の概況 (5) 審議会スケジュール
第 2 回	平成 31 年 2 月 18 日 (月) 13 : 00～15 : 40	(1) 経営状況の見通しと今後の資金繰り (2) 水道料金制度の概要 (3) 水道料金の決定
	益田市役所 分館 3 階 A 会議室	(4) 経営目標の設定 (5) 料金水準の算定 (6) 料金体系決定における検討方針
第 3 回	平成 31 年 3 月 27 日 (水) 12 : 55～15 : 55	(1) 水道料金算定要領に基づく理論的な料金体系の算定 (2) 料金体系の検討
	益田市役所 本館 3 階 第一会議室	(3) 量水器使用料を含めた新料金体系 (案) (4) 用途別・口径別・利用水量別の改定による影響
第 4 回	平成 31 年 4 月 22 日 (月) 13 : 00～16 : 00	(1) 料金体系の検討 (2) 量水器使用料を含めた新料金体系 (案)
	益田市役所 本館 3 階 第二会議室	(3) 用途別・口径別・利用水量別の改定による影響
第 5 回	令和元年 7 月 5 日 (金) 12 : 55～14 : 40	(1) 料金改定案の検討 (2) 答申 (案) の検討
	益田市役所 本館 3 階 第一会議室	
答 申	令和元年 8 月 6 日 (火) 13 : 00～13 : 15	(1) 答申
	市長室	

※第 5 回審議会において、答申 (案) に対し委員の了承が得られ、表現の修正をはじめ軽微な変更等については、会長、副会長に一任することに決定しましたので、予定していた第 6 回は、中止となりました。

水道料金改定による新料金体系（案）

現行の用途別料金体系を見直し、改定後の料金体系（案）を口径別料金体系とします。

【新しい水道料金体系（案）】 水道料金＝基本料金＋従量料金＋量水器使用料

■新料金表（口径別） （1ヶ月当り、消費税抜き）

口径	基本水量	基本料金	従量料金（使用水量 1 m ³ 当り）		
			8 m ³ を超え 20 m ³ まで	20 m ³ を超え 50 m ³ まで	50 m ³ を超えるもの
13 mm	8 m ³ まで	1,300 円	155 円	180 円	200 円
20 mm		1,400 円			
25 mm		2,300 円			
40 mm		3,600 円			
50 mm		7,400 円			
75 mm		25,000 円			
100 mm		46,000 円			

■新量水器使用料 （1ヶ月当り、消費税抜き）

口径	13	20	25	40	50	75	100
使用料	50 円	100 円	150 円	300 円	1,100 円	1,400 円	2,100 円

【現行の水道料金体系】 水道料金＝基本料金＋従量料金＋量水器使用料

■料金表（用途別） （1ヶ月当り、消費税抜き）

用途	基本水量	基本料金	従量料金（使用水量 1 m ³ 当り）	
一般用	8 m ³ まで	1,010 円	8 m ³ を超えるもの	145 円
営業用	8 m ³ まで	1,224 円	8 m ³ を超え 20 m ³ まで	153 円
			20 m ³ を超えるもの	198 円
団体用	8 m ³ まで	1,050 円	8 m ³ を超え 20 m ³ まで	145 円
			20 m ³ を超えるもの	193 円
特殊用	500 m ³ まで	76,520 円	500 m ³ を超えるもの	193 円

※参考 一般用＝一般家庭用（店舗兼居宅を含む）、公衆浴場法により営業許可を受けた公衆浴場

営業用＝理容院・飲食店等営業事業用、食品加工製造・木材加工工場等生産加工用

団体用＝官公署用、学校用、病院用、事務所用

特殊用＝工場等において1ヶ月当り 500 m³を随時超えて使用しているもの

■量水器使用料 （1ヶ月当り、消費税抜き）

口径		13	20	25	40	50	75	100
使用料	一般用	50 円	100 円	120 円	210 円	770 円	980 円	1,480 円
	一般用以外	75 円	145 円	175 円	305 円	1,110 円	1,415 円	2,135 円

附属資料 5

新料金体系（案）による使用者への影響

（１）新料金体系（案）による使用者への影響（一般用）

（1ヶ月当り、消費税抜き）

口径	使用水量	現行料金	新料金（案）	差額	改定率
13 mm	8 m ³	1,060 円	1,350 円	290 円	27.4%
	10 m ³	1,350 円	1,660 円	310 円	23.0%
	20 m ³	2,800 円	3,210 円	410 円	14.6%
	30 m ³	4,250 円	5,010 円	760 円	17.9%
	40 m ³	5,700 円	6,810 円	1,110 円	19.5%
	50 m ³	7,150 円	8,610 円	1,460 円	20.4%
	100 m ³	14,400 円	18,610 円	4,210 円	29.2%
20 mm	8 m ³	1,110 円	1,500 円	390 円	35.1%
	10 m ³	1,400 円	1,810 円	410 円	29.3%
	20 m ³	2,850 円	3,360 円	510 円	17.9%
	30 m ³	4,300 円	5,160 円	860 円	20.0%
	40 m ³	5,750 円	6,960 円	1,210 円	21.0%
	50 m ³	7,200 円	8,760 円	1,560 円	21.7%
	100 m ³	14,450 円	18,760 円	4,310 円	29.8%
25 mm	10 m ³	1,420 円	2,760 円	1,340 円	94.4%
	20 m ³	2,870 円	4,310 円	1,440 円	50.2%
	40 m ³	5,770 円	7,910 円	2,140 円	37.1%
	80 m ³	11,570 円	15,710 円	4,140 円	35.8%
	100 m ³	14,470 円	19,710 円	5,240 円	36.2%
	200 m ³	28,970 円	39,710 円	10,740 円	37.1%
	400 m ³	57,970 円	79,710 円	21,740 円	37.5%
40 mm	20 m ³	2,960 円	5,760 円	2,800 円	94.6%
	50 m ³	7,310 円	11,160 円	3,850 円	52.7%
	100 m ³	14,560 円	21,160 円	6,600 円	45.3%
	200 m ³	29,060 円	41,160 円	12,100 円	41.6%
	400 m ³	58,060 円	81,160 円	23,100 円	39.8%
	800 m ³	116,060 円	161,160 円	45,100 円	38.9%
	1,000 m ³	145,060 円	201,160 円	56,100 円	38.7%
50 mm	100 m ³	15,120 円	25,760 円	10,640 円	70.4%
	200 m ³	29,620 円	45,760 円	16,140 円	54.5%
	300 m ³	44,120 円	65,760 円	21,640 円	49.0%
	400 m ³	58,620 円	85,760 円	27,140 円	46.3%
	500 m ³	73,120 円	105,760 円	32,640 円	44.6%
	800 m ³	116,620 円	165,760 円	49,140 円	42.1%
	1,000 m ³	145,620 円	205,760 円	60,140 円	41.3%

(2) 新料金体系(案)による使用者への影響(営業用)

(1ヶ月当り、消費税抜き)

口径	使用水量	現行料金	新料金(案)	差額	改定率
13 mm	8 m ³	1,299 円	1,350 円	51 円	3.9%
	10 m ³	1,605 円	1,660 円	55 円	3.4%
	20 m ³	3,135 円	3,210 円	75 円	2.4%
	30 m ³	5,115 円	5,010 円	-105 円	-2.1%
	40 m ³	7,095 円	6,810 円	-285 円	-4.0%
	50 m ³	9,075 円	8,610 円	-465 円	-5.1%
	100 m ³	18,975 円	18,610 円	-365 円	-1.9%
20 mm	8 m ³	1,369 円	1,500 円	131 円	9.6%
	10 m ³	1,675 円	1,810 円	135 円	8.1%
	20 m ³	3,205 円	3,360 円	155 円	4.8%
	30 m ³	5,185 円	5,160 円	-25 円	-0.5%
	40 m ³	7,165 円	6,960 円	-205 円	-2.9%
	50 m ³	9,145 円	8,760 円	-385 円	-4.2%
	100 m ³	19,045 円	18,760 円	-285 円	-1.5%
25 mm	10 m ³	1,705 円	2,760 円	1,055 円	61.9%
	20 m ³	3,235 円	4,310 円	1,075 円	33.2%
	40 m ³	7,195 円	7,910 円	715 円	9.9%
	80 m ³	15,115 円	15,710 円	595 円	3.9%
	100 m ³	19,075 円	19,710 円	635 円	3.3%
	200 m ³	38,875 円	39,710 円	835 円	2.1%
	400 m ³	78,475 円	79,710 円	1,235 円	1.6%
40 mm	20 m ³	3,365 円	5,760 円	2,395 円	71.2%
	50 m ³	9,305 円	11,160 円	1,855 円	19.9%
	100 m ³	19,205 円	21,160 円	1,955 円	10.2%
	200 m ³	39,005 円	41,160 円	2,155 円	5.5%
	400 m ³	78,605 円	81,160 円	2,555 円	3.3%
	800 m ³	157,805 円	161,160 円	3,355 円	2.1%
	1,000 m ³	197,405 円	201,160 円	3,755 円	1.9%
50 mm	100 m ³	20,010 円	25,760 円	5,750 円	28.7%
	200 m ³	39,810 円	45,760 円	5,950 円	14.9%
	300 m ³	59,610 円	65,760 円	6,150 円	10.3%
	400 m ³	79,410 円	85,760 円	6,350 円	8.0%
	500 m ³	99,210 円	105,760 円	6,550 円	6.6%
	800 m ³	158,610 円	165,760 円	7,150 円	4.5%
	1,000 m ³	198,210 円	205,760 円	7,550 円	3.8%

(3) 新料金体系(案)による使用者への影響(団体用)

(1ヶ月当り、消費税抜き)

口径	使用水量	現行料金	新料金(案)	差額	改定率
13 mm	8 m ³	1,125 円	1,350 円	225 円	20.0%
	10 m ³	1,415 円	1,660 円	245 円	17.3%
	20 m ³	2,865 円	3,210 円	345 円	12.0%
	50 m ³	8,655 円	8,610 円	-45 円	-0.5%
	100 m ³	18,305 円	18,610 円	305 円	1.7%
20 mm	8 m ³	1,195 円	1,500 円	305 円	25.5%
	20 m ³	2,935 円	3,360 円	425 円	14.5%
	50 m ³	8,725 円	8,760 円	35 円	0.4%
	100 m ³	18,375 円	18,760 円	385 円	2.1%
	200 m ³	37,675 円	38,760 円	1,085 円	2.9%
25 mm	8 m ³	1,225 円	2,450 円	1,225 円	100.0%
	20 m ³	2,965 円	4,310 円	1,345 円	45.4%
	50 m ³	8,755 円	9,710 円	955 円	10.9%
	100 m ³	18,405 円	19,710 円	1,305 円	7.1%
	500 m ³	95,605 円	99,710 円	4,105 円	4.3%
40 mm	10 m ³	1,645 円	4,210 円	2,565 円	155.9%
	50 m ³	8,885 円	11,160 円	2,275 円	25.6%
	100 m ³	18,535 円	21,160 円	2,625 円	14.2%
	500 m ³	95,735 円	101,160 円	5,425 円	5.7%
	1,000 m ³	192,235 円	201,160 円	8,925 円	4.6%
50 mm	50 m ³	9,690 円	15,760 円	6,070 円	62.6%
	100 m ³	19,340 円	25,760 円	6,420 円	33.2%
	500 m ³	96,540 円	105,760 円	9,220 円	9.6%
	1,000 m ³	193,040 円	205,760 円	12,720 円	6.6%
	2,000 m ³	386,040 円	405,760 円	19,720 円	5.1%
75 mm	50 m ³	9,995 円	33,660 円	23,665 円	236.8%
	100 m ³	19,645 円	43,660 円	24,015 円	122.2%
	500 m ³	96,845 円	123,660 円	26,815 円	27.7%
	1,000 m ³	193,345 円	223,660 円	30,315 円	15.7%
	2,000 m ³	386,345 円	423,660 円	37,315 円	9.7%
100 mm	50 m ³	10,715 円	55,360 円	44,645 円	416.7%
	100 m ³	20,365 円	65,360 円	44,995 円	220.9%
	500 m ³	97,565 円	145,360 円	47,795 円	49.0%
	1,000 m ³	194,065 円	245,360 円	51,295 円	26.4%
	2,000 m ³	387,065 円	445,360 円	58,295 円	15.1%

(4) 新料金体系(案)による利用者への影響(特殊用)

(1ヶ月当り、消費税抜き)

口径	使用水量	現行料金	新料金(案)	差額	改定率
25 mm	500 m ³	76,695 円	99,710 円	23,015 円	30.0%
	1,000 m ³	173,195 円	199,710 円	26,515 円	15.3%
	1,500 m ³	269,695 円	299,710 円	30,015 円	11.1%
	2,000 m ³	366,195 円	399,710 円	33,515 円	9.2%
	3,000 m ³	559,195 円	599,710 円	40,515 円	7.2%
	4,000 m ³	752,195 円	799,710 円	47,515 円	6.3%
	5,000 m ³	945,195 円	999,710 円	54,515 円	5.8%
40 mm	500 m ³	76,825 円	101,160 円	24,335 円	31.7%
	1,000 m ³	173,325 円	201,160 円	27,835 円	16.1%
	1,500 m ³	269,825 円	301,160 円	31,335 円	11.6%
	2,000 m ³	366,325 円	401,160 円	34,835 円	9.5%
	3,000 m ³	559,325 円	601,160 円	41,835 円	7.5%
	4,000 m ³	752,325 円	801,160 円	48,835 円	6.5%
	5,000 m ³	945,325 円	1,001,160 円	55,835 円	5.9%
50 mm	500 m ³	77,630 円	105,760 円	28,130 円	36.2%
	1,000 m ³	174,130 円	205,760 円	31,630 円	18.2%
	1,500 m ³	270,630 円	305,760 円	35,130 円	13.0%
	2,000 m ³	367,130 円	405,760 円	38,630 円	10.5%
	3,000 m ³	560,130 円	605,760 円	45,630 円	8.1%
	4,000 m ³	753,130 円	805,760 円	52,630 円	7.0%
	5,000 m ³	946,130 円	1,005,760 円	59,630 円	6.3%
75 mm	500 m ³	77,935 円	123,660 円	45,725 円	58.7%
	1,000 m ³	174,435 円	223,660 円	49,225 円	28.2%
	1,500 m ³	270,935 円	323,660 円	52,725 円	19.5%
	2,000 m ³	367,435 円	423,660 円	56,225 円	15.3%
	3,000 m ³	560,435 円	623,660 円	63,225 円	11.3%
	4,000 m ³	753,435 円	823,660 円	70,225 円	9.3%
	5,000 m ³	946,435 円	1,023,660 円	77,225 円	8.2%
100 mm	500 m ³	78,655 円	145,360 円	66,705 円	84.8%
	1,000 m ³	175,155 円	245,360 円	70,205 円	40.1%
	1,500 m ³	271,655 円	345,360 円	73,705 円	27.1%
	2,000 m ³	368,155 円	445,360 円	77,205 円	21.0%
	3,000 m ³	561,155 円	645,360 円	84,205 円	15.0%
	4,000 m ³	754,155 円	845,360 円	91,205 円	12.1%
	5,000 m ³	947,155 円	1,045,360 円	98,205 円	10.4%